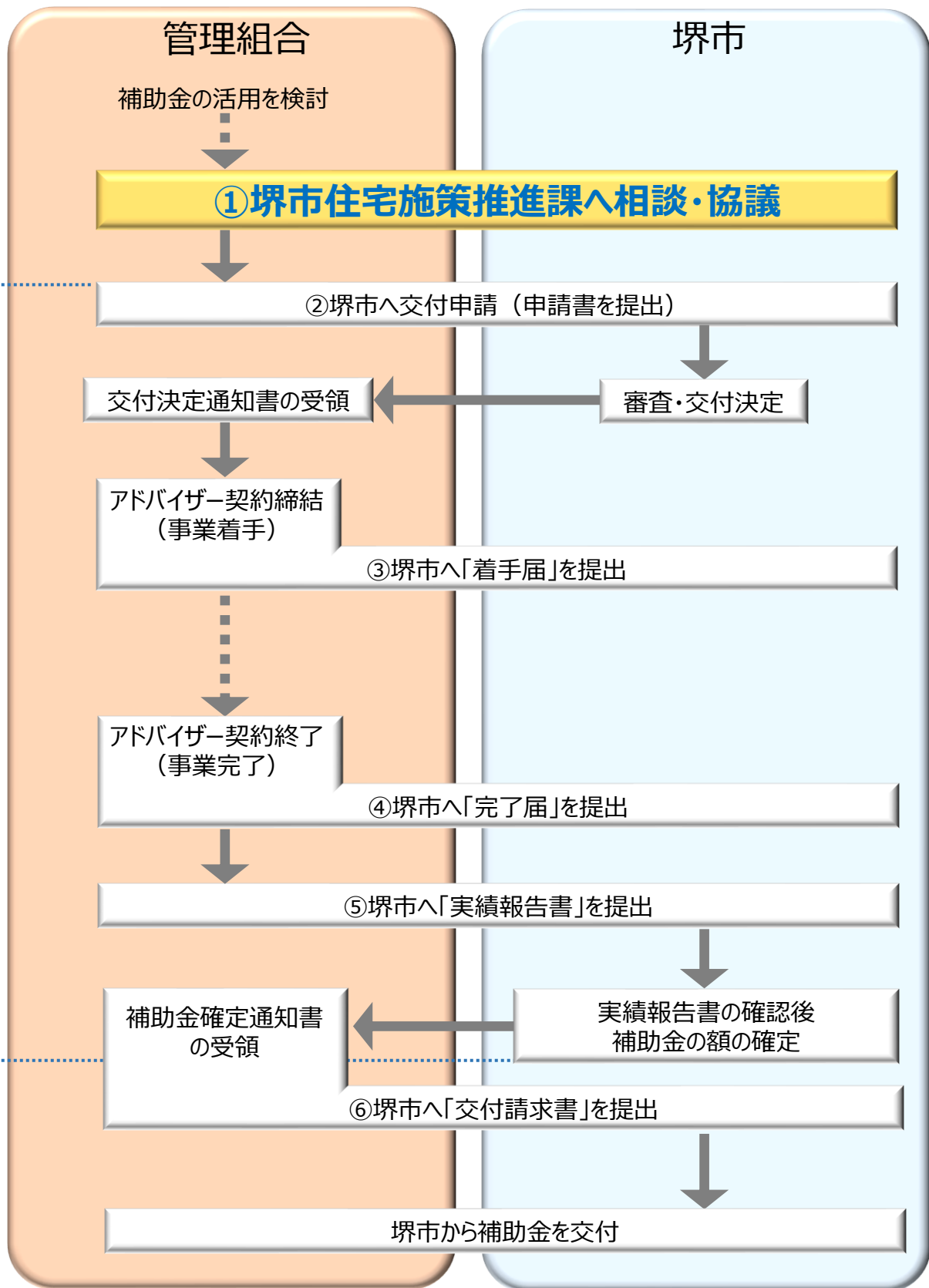


# 堺市分譲マンション建替え支援補助金交付までの手続き

- ・STEP1～3のいずれの補助金交付でも以下の手続きの流れです。
- ・堺市へ**交付申請する前に必ず堺市住宅施策推進課へ相談・協議**をしてください。
- ・補助金交付決定通知より先にアドバイザー契約（事業着手）している場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

②交付申請し補助金の額の確定は、同一単年度内である必要があります。



分譲マンションの建替えに向けた  
**合意形成を支援！**

## 堺市分譲マンション建替え支援制度補助金

合意形成段階に応じてアドバイザーの活用  
のために要する費用の一部を補助します

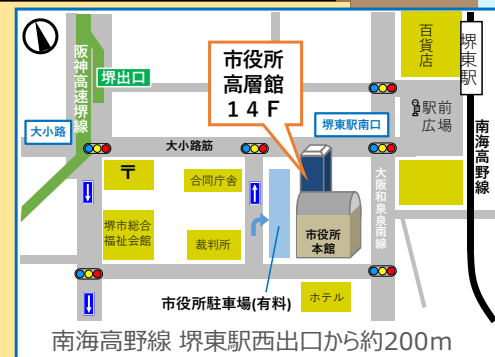
<b>STEP1</b>	【対象】 建替えの検討に向けた勉強会等を行う管理組合 【内容】 管理組合に建替えの検討組織を発足させるための合意形成活動	上限額 <b>50万円</b> アドバイザー契約に要する費用の1/2
<b>STEP2</b>	【対象】 集会で建替えの検討組織等が設置された管理組合 【内容】 建替え推進決議に向けた合意形成活動	上限額 <b>250万円</b> アドバイザー契約に要する費用の1/2
<b>STEP3</b>	【対象】 建替え推進決議で3/4以上の合意を得た管理組合 【内容】 建替え決議に向けた合意形成活動	上限額 <b>500万円</b> アドバイザー契約に要する費用の2/3

建替え決議 → 建替えへ

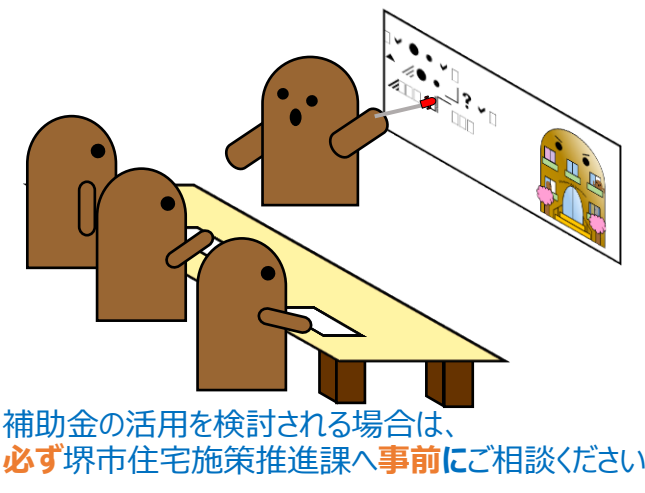
各STEPの要件を満たして上限額で補助を受けた場合、1管理組合あたり  
**最大800万円！**

### 申込み・問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
市役所高層館14階  
電話：072-228-8215（直通）  
FAX：072-228-8034  
電子メール：jusui@city.sakai.lg.jp  
（平日9時～12時、12時45分～17時30分）



対象区域	堺市内全域
対象建物	築25年以上、かつ、区分所有者が10人以上の分譲マンション (分譲マンションとは、マンション管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号に規定するものをいう)
補助対象経費	アドバイザーとの契約に要する費用(消費税相当額を除く)で、各STEPで規定された契約内容の補助対象経費の全部または一部に該当するもの
アドバイザー	分譲マンション建替えに関する専門的知識を有する者
補助期間	各STEP、単年度分の契約のみ(各STEPの補助期間は1年)
その他	合意形成段階に応じてどのSTEPからでも利用可能ですが、各STEPにつき管理組合1回限りの利用となります。



建替えについて検討

STEP1

**対象** 建替えの検討に向けた勉強会等を行う管理組合

管理組合における建替えの検討組織の設置に向けた合意形成のためにアドバイザーを活用する事業を対象。

- 契約内容(補助対象経費)**
- ・勉強会発足に関すること
  - ・建替え情報の収集
  - ・建替え構想の立案
  - ・その他、管理組合として建替えの検討を行うことへの合意を得るために必要とされる事項

**補助額**

- ・上限額 50万円
- ・アドバイザー契約に要する費用の1/2

建替え検討委員会の設置

STEP2

**対象** 集会において設置された「建替え検討委員会」または「建替え計画委員会」等を有している管理組合

建替え推進決議に向けて建て替え計画検討の合意形成を図るためにアドバイザーを活用する事業。

- 契約内容(補助対象経費)**
- ・建替え検討委員会等の運営に関する指導・助言
  - ・区分所有者の意向把握と個別対応
  - ・建替え計画案の作成
  - ・資金計画案の作成
  - ・関係機関との協議
  - ・その他、建替えを必要として合意形成を図るために必要とされる事項

**補助額**

- ・上限額 250万円
- ・アドバイザー契約に要する費用の1/2

建替え推進決議で3/4以上の合意

STEP3

**対象** 建替え検討委員会等を有している管理組合で、建替え推進決議で3/4以上の合意を得た管理組合

区分所有法に基づく建替え決議、建替え承認決議又は一括建替え決議に向けて合意形成を図るためにアドバイザーを活用する事業。

- 契約内容(補助対象経費)**
- ・建替え計画委員会等の運営に関する指導・助言
  - ・区分所有者の意向把握及び合意形成に係る支援
  - ・事業計画案の作成
  - ・事業協力者の選定等に関すること
  - ・関係機関との協議
  - ・建替えに係る法律・税務・融資、その他専門的領域に関する情報提供及び助言に関すること
  - ・その他、建替え決議の成立を図るために必要とされる事項

STEP3から補助金を利用の場合

**補助額**

- ・上限額 500万円
- ・アドバイザー契約に要する費用の2/3

**補助額**

- ・上限額 250万円
- ・アドバイザー契約に要する費用の2/3

建替え決議

